

予算審査特別委員会 第2号

平成30年3月12日（月曜日）

○議事日程

- 1 議案第 1号 平成30年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 木村 輔宏君 | 2番 堀 清君 |
| 3番 真貝 政昭君 | 4番 岩間 修身君 |
| 5番 寶福 勝哉君 | 6番 池田 範彦君 |
| 7番 山口 明生君 | 8番 高野 俊和君 |
| 9番 工藤 澄男君 | 10番 逢見 輝続君 |

○欠席委員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-------------|
| 町 長 | 貞 村 英 之 君 |
| 副 町 長 | 佐 藤 昌 紀 君 |
| 教 育 長 | 成 田 昭 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 松 尾 貴 光 君 |
| 企 画 課 長 | 細 川 正 善 君 |
| 財 政 課 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 民 生 課 長 | 五 十 嵐 満 美 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 和 泉 康 子 君 |
| 産 業 課 長 | 宮 田 誠 市 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 高 野 龍 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 田 克 禎 君 |
| 教 育 次 長 | 白 岩 豊 君 |
| 総 務 係 長 | 澤 口 達 真 君 |
| 財 政 係 長 | 人 見 完 至 君 |

○出席事務局職員

事	務	局	長	本	間	克	昭	君
議	事	係	長	小	澤	浩	二	君

開議 午前 9時53分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま委員10名の出席でございます。

◎開議の宣告

○**委員長（岩間修身君）** ただいま10名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時56分

○**委員長（岩間修身君）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号ないし議案第6号

○**委員長（岩間修身君）** それでは、平成30年度古平町一般会計予算の歳出から質疑を行います。
予算説明書84ページ、85ページ、1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（岩間修身君）** ないようですので、次に2款総務費、86ページから107ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○**8番（高野俊和君）** 99ページに13節の委託料で産業医健康管理業務委託料とあるのですけれども、これ昨年区分としては報酬のほうとして120万ほど出ていたと思うのですけれども、これはどのようなことなのでしょうか。

○**総務課長（松尾貴光君）** この産業医の部分につきましては、恵尚会、古平海のまちクリニックにいるお医者さんを産業医として選任する予定でした。当初は、昨年度予算を組んだときについては、昨年度、29年度予算ではお医者さんに直接報酬として支払うという形態かと思っていたのですが、いざ契約の話を詰めていきますと委託料という形で法人に支払うと。法人がお医者さんに支払うというような形、その部分の業務についてしてもらおうという形態をとりたいということでこのような予算の組み方になりました。

○**8番（高野俊和君）** それは、今回4月に赴任する新しいお医者さんの契約とのことなのでしょうか。

○**総務課長（松尾貴光君）** 新しいお医者さん、産業医持っていたかどうかちょっと記憶が定かでないですが、今いる先生が産業医の資格を持っていますので、そちらに、病院との協議がまとまれば、お願いするような形になります。今年度についてもちょっと病院のほうと金額の折り合いがついていまして、まだ産業医の選任はできておりませんが、来年度は置かなければならない

ので、きちんとお話をしていきたいなと思っています。

○9番（工藤澄男君） 91ページの12節の委託料の中のこの役場の庁舎の建設用地の工事測量委託料でありますけれども、これで聞いていいのかね、役場の測量のほうは。

○総務課長（松尾貴光君） この測量につきましては、説明資料の42ページにあります範囲を予定しております。現在の役場の敷地、そして文化会館の周辺の敷地、神社等の境界をはっきりするですとか、そういうような部分も含めて実施をしたいと考えております。

○9番（工藤澄男君） 今何で質問したかといったら、前に何かのほうではきちっとこの神社の部分に線が入ってしまっていて、神社は完全に引いて、役場のほうだけ入っていたのです。それで、今回こここれを見ると恵比須神社の土地完全に入っていますので、だから変更したのかなと思ったのです。前に何かで出した役場のほうへ向かって真っすぐ線引いてあった図面のほうが正しいということによろしいのですね。

○総務課長（松尾貴光君） きっと工藤委員見られている図面というのは前回、一回測量かけております、平成1桁台に。そのときの図面を見られているのかなというふうに思うのですが、それをもとに、測地2線といって測量のやり方もちょっと変わっておりますので、再度測量をし直したいというふうにここで考えています。

○9番（工藤澄男君） そしたら、このままで測量するということですか。

○総務課長（松尾貴光君） 神社の土地を測量するのではなくて、神社との境界を改めてきちんとポイントを置きたいということでございます。

○3番（真貝政昭君） 庁舎の関係で若干質問します。

町長の庁舎建設に向けての今後3年間、あるいは会館も附属していますので、従来の計画からしますと32年度を超えた33年度以降の町長の行動にもかかわると思うので、お聞きしますけれども、強いて言えば87ページの町長交際費に当たるかもしれません。現庁舎の活用の問題ですけれども、以前の町長の構想ですとどうも解体もおわせているような、そういう方向性があったのですけれども、解体するか、そしてまたは現在の施設を何らかの形で残すかという判断を今年度あたり結論を出すような、そういう答弁がありましたけれども、実は現庁舎の解体か存続かという点に関しては町民の間でも、また札幌古平会、あるいは東京ふるびら会の皆さん方の間でも五分五分で分かれているというふうに今まで聞いています。それで、仮に道の文化遺産として登録されている現庁舎を何らかの形で活用していくということになると、町外の皆さん方のご協力も得ながらやっていかなければならないという、そういう方向性も見出すことができるのではないかと。例えば現在行われているふるさと納税でそういう資金を集めるだとか、そういう方向性が考えられるのですけれども、町長の、ことしに限らず、札幌古平会、あるいは東京ふるびら会に対するこれからの行動といえますか、その点どのようにお考えかお聞きします。

○町長（貞村英之君） 予算の関係ではないのですか。ちょっと今回予算それ出していないのですけれども、現庁舎をどういうふうにするかまだ決めていないわけでございます、要は今の現庁舎を、簡単な話ですけれども、維持できるかどうかということにかかっていると思うのです、今の財源で。それが皆さんがお金出してくれて、賛成者の方が、維持できるのであれば考えていきたいと

思いますけれども、そういうようなことで、今回東京ふるびら会、札幌古平会、私出ていますけれども、そういう話は全く聞こえてきませんし、どうするのぐらひは聞かれましたけれども、私はそのように答えたつもりでおりますけれども、まだいずれにいたしましても今現段階ではそれをどうするかまちづくり計画の中で考えていこうとしているだけでございますので、そこら辺は今後明らかにしたいと思っております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 存続させていくこととすれば、やはり資金が必要になりますので、存続して、遺産として維持してほしいという方の中にはその資金としてふるさと納税で得た基金、あるいはそのために今後活用できるのではないかという方策を探るべきではないかという、そういう意見もありますので、大事にしていきたいなと思うのです。

それから、次ですけれども、91ページの庁舎にかかわる予算です。それで、去年の9月に庁舎にかかわる古平町の広報号外が出されまして、全町民に今後の庁舎、あるいは会館の建設にかかわる基本方針といいますか、スケジュールが公表されています。一番最後のほうのページに、庁舎と地域交流センターという名目ですけれども、大体平成29年度から34年度にかけて全て終わる工程表が示されています。平成29年度は完全になりましたので、新たな発注方法で取り組むということなのですけれども、平成29年度の様子を見ますと基本設計の発注が8月末で、秋ぐらひには議会のほうに構想といいますか、基本構想みたいなある程度示せるのではないかという説明があったのですけれども、それがなされないままに終わってしまったと。平成30年度に新たにスタートするのですけれども、同じような状況で進むとすれば、議会との関係でもなかなか議会側としては予測がつかないと。いつごろ概略が出てくるのかという、そういう疑問符があります。さらに、町民へのアンケート調査もやるという、答弁の中であつたように思うのですけれども、町民からいろんな意見を吸い上げる機会というのが一体どういうスケジュールで考えておられるのか。新年度のこの予算に当たって、既に町のほうとしては町長のもとでスケジュールがある程度固まっているのであれば示せるのではないかというふうに思うのですけれども、どうですか。

○総務課長（松尾貴光君） まず、1点目、議会に対して説明がなされていないという件なのですが、ご承知のとおり基本設計を発注した会社ができないということでバンザイ出しましたので、平面図ですとか配置図ですとか、きっとそういうものを求められているのかなと思うのですが、それについてはつくることができおりませんので、議会に示したくてもちょっと示せない状態になっております。

今後のスケジュールについても先週ですか、補正予算の際に繰越明許費の議決をいただいたところですが、切れ間なく今月中、もしくは4月の早いうちにアンケート調査については実施をしたいと。ただ、アンケート調査についても今たくさん計画を立てます。中心市街地活性化計画、地域交通網形成計画、役場庁舎、そういう含めたもので町民の皆さんに同じようなアンケート調査を複数回お願いするのは申しわけないなということで、それを全て網羅したような形のアンケートを今練っているところです。これまでアンケート調査をしてきた評価も含めてやっていきたいということで、今ちょっとアンケートの内容については中身を詰めている状況です。どうも一括発注方式です

とかデザインビルドとかに疑念を抱かれているようですが、途中、途中できちんと成果品というか、検討資料というものは出てまいりますので、基本設計として分離して発注するにしても一括で発注するにしても、きちんと議会に資料は提出するなり、町民の皆さんの意見を聞くという段取りで進めていこうとは思っております。ただ、明確なスケジュールについては、執行方針にありますとおりことしの2定まで、6月までには示したいなというふうに考えております。

○1番（木村輔宏君） 91ページの、今いろいろお話が出ていますけれども、庁舎の件になりますけれども、この測量を見ますと神社をも含めた中の測量、これは当たり前の話なのです。ただ、実務のときは、ちょっと忘れたのです。記憶がないのですけれども、この神社を今の町の関係者の方々が置いている駐車場のところに移転して、そうしてやるとすっきりするのではないかというお話があったのですけれども、こういう考え方というか、構想というのはないのですか。

○総務課長（松尾貴光君） その神社の移転についてはいろいろな方から私もお話を伺っております。経過を調べたら、前回庁舎を建設したいというふうに進んだときに神社を移転するという話があったようです。今回につきましては、敷地ありますので、町有地として、神社以外の部分で。神社の敷地をどうこうして庁舎を建てる、何かをするというのは町としては考えておりません。

○1番（木村輔宏君） わかりました。

次に、99ページに古平町開町150周年記念事業補助金という中で、実は去年、前後いたしますけれども、功労者の表彰式があるという予定だったのが150周年に合わせますよということで、削除ではないけれども、150周年やりますよという話が出てきまして、それはそれでいいのです。そうすると、この150周年記念式典の中でやるのであれば、表彰のこの記念品等についても150周年の中に含まれてよろしいのではないかなという気がするのですけれども。

○総務課長（松尾貴光君） 通常の功労者の方々を表彰する部分の費用については、同じくこの地方振興費の中の11節ですか、記念品のほうで予算は計上させていただいております。この開町150年、古平町150年事業の実施方法については、町が実施するという形をとりますと道の補助金ですとかその他の補助金ですとかなかなかもらいづらい面がありますので、あくまでも記念事業については実行委員会のほうでやっていただくと。記念式典のうち第1部になるのか第2部になるか、何部構成になるのか、今その構成を考えているのですが、功労者の表彰もその中で行うというようなイメージでおります。

○1番（木村輔宏君） ということは、去年やらなかったよね。やらなかった表彰式もこっちに含めますよと。だけれども、150周年とはちょっと離しますよと。でも、150周年の中の一端ですよという考え方。

○総務課長（松尾貴光君） 去年表彰式やらなかったというか、できなかったです。該当になる功労者の方が1名しかいなくて、その1名のためにまた表彰式開くのもちょっと抵抗があるかなということで、要は2年に1回ということで対象者をぎゅっとふやしたというか、集めたという形をとりました。その記念式典のあり方なのですが、それも実行委員会組織されましたらそちらと話をし、その中で歴代の功労者については、該当する功労者、功績者については表彰していきたいというふうに考えております。

○2番(堀 清君) 91ページの町有建物除排雪委託料ということでちょっと聞きます。

この建物の除雪なのですからけれども、前回もあったのですけれども、要するに町有の住宅の空き家になっているところの除雪というものはこの300万の中には入っていないのですか。

○総務課長(松尾貴光君) 空き家の分については、この中には入っておりません。

○2番(堀 清君) まず、そういうことなのですからけれども、結果的に場所的にたくさん空き家になっているところはそれは仕方がないと思うのですけれども、結構隣が入っていて、隣が空き家みたいなケース結構あるのですけれども、そういう中の今後除雪等々は考えることはできないのですか。

(何事か言う者あり)

○2番(堀 清君) いやいや、町の建物が。

(何事か言う者あり)

○2番(堀 清君) 町営住宅。

(「委員長、答弁調整いいですか」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○委員長(岩間修身君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○7番(山口明生君) 総務費だけに限らない質問になるかもしれませんが、予算説明資料のほうの9ページなのですが、歳出の予算比較表、性質別内訳書というのがあるのですが、その中で9ページの科目2番、物件費で、その中の役務費が前年度よりも2,300万何がし増額になっています。それと、その他というところで2,200万ほど増額になっているのですが、この内容についてご説明いただければと思うのです。お願いします。

○財政課長(三浦史洋君) ご質問、予算説明資料の部分での9ページです。物件費で、まず1点目の役務費増は、先日御説明したとおり、ふるさと寄附金に対する返礼品の発送部分、発送費です。宅配の部分 これまでは委託料にあわせて業者さんに支払いしていましたが、業者さんには品物代と。役務費に含んでいる宅配便は、宅配業者さんということで金額ふえてございます。それがちなみに2,745万円この役務費の部分でふるさととの宅配便がふえております。そして、その他の部分で2,200万円増となっておりますが、公営住宅のほうで除去する、解体する部分です。解体のみですので、投資的経費ではなく維持補修費のほうに区分させていただきまして、その他でふえてございます。金額は2,400万円ほどです。

以上です。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に3款民生費、108ページから125ページまでと地

域福祉センター費指定管理料の説明資料であります200ページ、201ページの質疑をあわせて許しません。

○8番（高野俊和君） 初めに、113ページの老人福祉費でありますけれども、この中の20節の扶助費でありますけれども、昨年まで630万円ほど計上されていまして。今回236万6,000円程度ですけれども、昨年までですとかるな3名、和順荘が3名ということだったと思いますけれども、この人数に変更はあったのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 29年度につきましては、かるな和順のほうに3名おりまして、その方の1名が4月に亡くなりました。もう一名が特養のほうに転出しましたので、今現在も1名なので、30年度も引き続き3名から1名ということで予算計上しております。

○8番（高野俊和君） ということは、6名から2名が減って、4名ということでこのような予算計上になったということですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 29年度は実人数3名で、2名の方が退所したので、実人数1名ということですよ。

○8番（高野俊和君） 民間の施設などにもこの扶助費というのはこれ該当になるのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） この老人福祉施設というのは老人福祉法の中の養護老人ホームということで、措置の一部分であります施設の種類のございますので、社会法人格を持っている方が運営しているところで、民間のところでは措置は行っておりません。

○8番（高野俊和君） 次に、117ページの13節の委託料ですけれども、過去2年から見ますと減額をされております。配食サービス事業のことなのですけれども、これは元気プラザのショートステイの方が利用するサービスだと思いますけれども、昨年まで1食380円、実務600円ほどかかるということでありましたけれども、利用者については昨年までは9名程度ということでありましたけれども、現在はその人数は変わっているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 若干元プラの入居者の入れかわりがありまして、多少元気な方が今多いですので、実際は8名と、朝だけとか晩だけということで、3食常に食べている方というのは3名ほどで変わりはありません。

○8番（高野俊和君） このサービスというのは、デイサービスに通っている方で利用する方というのはいるのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 一応元気プラザは入居施設、町住の一部なのですけれども、そこに住んでいるという前提で介護保険サービスのデイサービスを使っている方はおりますので、制度が別々と考えますと、全く元気プラザの配食とデイサービスというのは別物なので、ただ実人数としては1名ほどで、サービスに通っています。

○8番（高野俊和君） 次に、同じページなのですけれども、19節に負担金補助及び交付金で高齢者の屋根の雪おろし助成金が60万ほどのっているのですけれども、このサービスは3年ほど前から設けられたサービスですけれども、このサービスというのはこれ介護認定を受けている人が受けられるサービスでしたのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今までの福祉サービスは介護保険の認定者というくくりありましたが、屋根の雪おろしは若い方でも大変だろうということで、高齢者であれば、持ち家でとか多少の条件はありますけれども、要介護認定、要支援認定の必要はありません。

○8番（高野俊和君） この予算60万ほどのっておりますけれども、この予算というのはおおむね何世帯くらい予想しているのでしょうか。それと、このサービスというのはかかった屋根おろしの金額が丸々助成されるということなののでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 昨年まで100万円ということだったのですが、今回実績で10件前後というところもありましたので、今年度1件1万円の2回分の30件分ということで60万積算させていただきます。それと、雪おろしのほうは大体2万から6万円程度かかるということなのですが、一律、幾らかかっても1万円、ただ1万円を下回った場合には実額ということで、ただ補助金の金額が通常2分の1、3分の1と考えますと、3万円の除雪、屋根の雪おろししてもらったときに1万円だろうということで、町のほうでは1回1万円ということで設定させていただいています。

○8番（高野俊和君） 子育て支援センター費なのですが、7節の賃金で代替保育士賃金が110万円ほどありまして、この保育士さんというのは幼児センターで計上されております代替保育士さんと同じ方なののでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 子育て支援センターの代替保育士につきましては、別の方と違いますか、支援センター専属のという意味での代替保育士です。仕事の内容によっては幼児センターのほう手伝うこともありますけれども、支援センターのほうに1人の専任のほかに代替保育士が必要だということで、ほぼ専属で1人予定しております。

○8番（高野俊和君） ということは、この方は通年雇用ではなくて臨時ですけれども、町内に住む方ですか。そして、何名ほど確保しているのでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 予定しているのは1名の方で、昨年、今年度、29年度までは余市から通われてきている方で、支援センターの業務になれているので、来年度、30年度もその方になるのではと考えております。

○8番（高野俊和君） 125ページですけれども、子育て支援事業費、19節の負担金補助及び交付金なのですが、その中に第3子以上の出産の応援助成金、一期倶楽部の助成金などありますが、これはこの子育て支援というのは今までふるさと寄附金の中で賄われていた部分が多いと思うのですが、ことしの1月より返戻金が5割から3割になって、かなり寄附金が減ると思われるのですが、この子育て支援に賄うお金というのは維持できていくものなののでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 確かにこの1月から返礼品3割になりまして、寄附件数減っておりますが、これまで蓄えた分がありますので、ある程度は賄えると考えております。

○3番（真貝政昭君） 113ページの老人福祉費の委託料で、高齢者複合施設指定管理料の中に入りますけれども、確認なのですが、家賃のほうの金額設定が収入によって決まっておりますけれども、生活保護の世帯に関しては保護費のほうからいただけるということで高く設定しております。伺いたいのですが、取り扱いなのですが、ここに入居していた方が仮に入院しますと

保護費のほうからは住宅の手当てというのはカットされている状況にありますけれども、古平町のそれに対する対応というのはどのようにされていますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 家賃補填の生活扶助の範囲だと思うのですが、3カ月の入院というところをベースに福祉事務所も家賃扶助を切るかどうかというところだと思うのです。それで、病状については3カ月以上見込まれる場合にはその後の施設を検討しなければならないということがありますので、退所に向けてのお話をさせていただくケースが多いかと思うのですが、今のところは3カ月以上の入院で戻ってくるというケースがなかったのですが、もし生活保護の方で長期入院が見込まれる場合には退所扱いにして、家賃かからない方法だとか余力の範囲で払えるのかというあたりは要相談でちょっと決めていきたいと思っています。特別3カ月のルールというのが福祉事務所にあるのですが、そちらのほうと、長期入院の絡みがありますので、実質生活保護で家賃補助を切られた方から今までいただいたことはないのですが、委員おっしゃるとおりそういう場合どうするのだということだと思うのですが、それはちょっとそのときに検討してまいりたいと思っています。

○3番（真貝政昭君） 基本的に徴収するという前提なのですね。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今回のルールでは入居扱いになっている場合はいただくことになっていますが、その他の項目で特に町長が認める場合という項目がありますので、そちらのほうに該当させられるかどうかというのはちょっと今まで事例がないので、検討したことありませんが、実際に家賃補助、家賃扶助が入らないという現実があるのであれば、それはそのとき検討したいと思っています。

○3番（真貝政昭君） その方針というのは、町住に入居されている場合も連動しているのですが、それに倣っているという前提で受けとめてよろしいですか。

（「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 町営住宅の徴収規定とほほえみくらすの管理規定とちょっと整合性がとれていない部分もありますけれども、町営住宅のほうは生活保護、保護ではないに限らず徴収は、賦課は当然するという前提でありますが、こちらのほうは複合施設、老人福祉施設ということもありますので、ちょっと入院の期間等あらかじめ確認しながら退所扱いをするだとかということなるべく利用者負担にならないような検討してまいりたいと思っています。

○3番（真貝政昭君） 次に、ページは119ページの障がい福祉費の報償費等にかかわります。手話に関しての関係なのですが、以前に古平町議会としても手話を言語として取り扱うようにという意見書を組み上げて、全国的に意見書が採択されて、国においては法として定めて、それから

3月20日には北海道でも道条例として決まる予定でいます。全会派一致のようです。それから、近辺では小樽でも3月の期間中にこの手話言語条例を制定する予定で、全国的にも全道的にもこの流れが強まるという様子になっています。それで、流れからしますと、古平町側からこの条例化に向けて提案をされて、賛成、採択という形になるのではないかと考えているのですけれども、ことしの、新年度の町の予定としてはその予定が入っているのかどうか伺いたいと思います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今のところは老人障害計画のほうは見直しと若干の制度改正がありますが、古平町単独の条例制定は今のところ考えておりません。

○3番（真貝政昭君） できれば北後志、足並みそろえて動いていただくと対応しやすいのかなというふうに考えています。

終わります。

○9番（工藤澄男君） 113ページ、13節委託料の、これはあくまでも確認です。高齢者緊急通報業務委託料で、これ今現在何名の方が利用しているのか、それから昨年よりも、前年度よりもどの程度の方がふえているのか教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 1月末現在で49件です。うち1件が長期入院ということで休止中でございます。昨年50件ということで、実件数としてはふえているのですけれども、トータルの件数としては50件から49件になりました。それで、秋ぐらいに長期中止という、つけたまんまの方が4件ほどありましたので、それはちょっと家族のほうに了解いただいて、一度廃止ということで4件ほど撤去しておりますので、その分を加味すると四、五件ふえているかと思えます。

○9番（工藤澄男君） 次に、117ページ、これもまたあくまでも確認です。13節委託料の除雪サービスの委託料、この件数を教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 1月末現在で40名です。その後申請ありませんので、今現在も40名と思われます。40件。

○9番（工藤澄男君） その下の配食サービス、先ほどちょっと高野委員質問していたのですけれども、私耳悪いのか、ちょっと聞き漏らしましたので、元気プラザに入居されている方はほとんどこの配食のサービスを受けているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 3食食べている方、朝だけ、昼だけという方、実人数としては9名でございます。13名中9名とっております。

○9番（工藤澄男君） 何で聞いたかという、もしそれが全員に行き渡っていれば、この前札幌で火災に遭って、配食をきちっと全部に渡していれば老人ホームに値するのではないかとかという、そういう問題がありましたので、ちょっと今聞いたまでです。

次に、いいのですよね。125ページの負担金及び交付金、第3子以降の出産助成とありますけれども、昨年度はこの第3子以降の出産というのは何名ありましたか。

○民生課長（五十嵐満美君） 昨年度、29年度ということですか。28年度ですか。済みません。30年度の資料しか持ってきておりませんで、昨年度の数値は持ってきておりません。

○9番（工藤澄男君） その下の子育て世帯の応援事業費ということで紙おむつの相当分を給付しているということですが、これは何歳から何歳まででしたっけ。

○民生課長（五十嵐満美君） 子育て世帯応援事業紙おむつ相当分ですが、3歳未満児、3歳になるまでのお子さんに支給しております。

○1番（木村輔宏君） 117ページの高齢者屋根雪おろし助成金、さっきちょっと出ていましたけれども、これはそれといたしまして、もう一つ、この前実際に事故が起きましたですね。あの方はホームかどこかに入っていると思うのですけれども、こういう今までよくある空き家対策と同じようにこの雪おろし対策も考えなくてはいけないのではないのか。それから、要請があればやりますよという話も出ていましたけれども、もう一つは結構町営住宅等で老人の方々がどうやって申し込んだらいいのかわからないという方も結構いらっしゃるの、そういうふうなものについて町では対策としてどのような……これからますます出てくると思うのですけれども、たまたま今回は被害がなく……あったことはあったけれども、人的被害はなかったということについては幸いしていますけれども、そういう対策をこれから考えていかなくてはいけないと思うのですけれども。

○企画課長（細川正善君） まず、空き家対策の部分ですが、町のスタンスとしましてはあくまでも個人の財産でありますので、持ち主、所有者、管理者に対して被害が起きそうであれば事前に通知するだとか管理をお願いするだとか、そういうことしか町の立場としては今のところはできません。

○保健福祉課長（和泉康子君） 屋根の雪おろしの周知方法ですけれども、一応全戸配布と防災無線、あとは認定ついている方についてはケアマネジャーから勧めていただいたり、各種高齢者の健康教室等でも直接職員が周知を行っております。

○1番（木村輔宏君） 課長言ったことはわかるのですけれども、たまたま今回の例を見ますと、あの方はどこの施設に入っているのかな。ちょっとわかりませんが、そうするとあそこ実際自分のものなのだけでも、空き家と同じということになれば、その方の個人的な問題もあるでしょうけれども、実質的にそこを見に行くということもなしとすれば、そういう施設に入った人のどこでそれを対応するのかということが問題になろうと思うのです。今回の例でいきますと、そういうことについてもどういう対策がなされるのか、したほうがいいのかということになろうと思うのですけれども。

○企画課長（細川正善君） 今回の場合につきましては、近くに親族の方もいましたし、はっきり言って役場では空き家だという認識はあったのですけれども、わかりやすく言うとノーマークでありました。それ以外の空き家につきましては、近所の方々から雪がひどいとか、屋根に雪がいっぱい積もっているだとかというような通報があった段階で所有者なんかを見つけて、その所有者に適切な管理をお願いしているところであります。ことしも、29年度も事前に3件ほどその所有者なんかには文書で通知したりもしております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、126ページから135ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 131ページの町立診療所の指定管理になります。それで、患者さんの評判な

のですけれども、施設そのものは衛生的に非常によいのではないかと、改善されているというお話を伺っております。以前よりは評価がよいものですから、そういう面では積極的に今の病院経営者でいい方向がこの面では出たのかなと思っています。それと、当初から予定されていた入院がなかなかできないということで、今の医療保険と介護保険と患者は同一でもベッドの切りかえができるということで、入院が可能というふうに受けとめていたのですけれども、町長の施政方針伺うと入院がまずちょっとできていないということなのですけれども、利用するご家族の方たちの今までの声を聞いていると、入院ができなければ病院そのものをここ選ばないということで、町外に行ってしまうという傾向がどうも固まっているようです。今のように入院ができない状態が長引くと完全に客を、患者さんと呼び込むことが不可能に近づいていくという傾向になりますので、これは町側の、病院との関係もありますけれども、どうしても入院をして、なおかつ必要であれば介護保険に移行と、そういう流れをやはりとっていかないと経営はますますどん詰まりになるというふうに思うのですけれども、可能性としては医師2名体制でできないものなのですか。介護保険に移行するという、今介護保険の関係でやっていますよね。実際に夜もショートステイという形でやっていますので、幾ばくかの入院患者を収容できる体制がある程度はあるのではないかと思いますのですけれども、その点は平成30年度では見込めないのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 先日の全員協議会でもちょっとお話しさせていただきましたが、方針としまして医師2名体制の有床ということで立ち上げのときはマックスな計画でございましたけれども、1年、2年近くたちまして、古平町と恵尚会のほうでは地域医療ということでかかりつけ医としての役割分担をしながらということになりますと、早期に専門家に引き継ぐなどということを考えますと、今後の経営を長く続けるためには看護師の給料、その辺でかなり大きな支出になるかと思いますが、まずはショートステイで最小限困っている方の受け皿、急性期の治療終わった方の受け皿としてのベースは保っているのかなということで、30年度については医師2名ですけれども、要望のあります整形だとかというところ、本来のかかりつけ医としての診療内容を充実させるということで、繰り返しになりますが、30年度については医療の入院ベッドというのはちょっと計画の中には入れてございません。

○3番（真貝政昭君） こういう地域にとっては本当にこの町で入院ができるということは患者を抱える家族にとっては経済的な問題がかかってくるようです。これが長引けば、先ほど言いましたように、完全に病院から患者が離れると、固定してしまうということがありますので、ぜひとも可能性を探っていただきたいと。それから、看護師の確保という点についても医療のほうと介護のほうでは人件費の問題で格差がありますので、介護のほうでなかなか集められないというジレンマがありますよね。そういう点も考えますと、やはり入院のほうの可能性を探るべきであると、それをぜひとも強く主張して、質問を終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に5款労働費、136ページ、137ページの質疑を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に6款農林水産業費、138ページから145ページまで質疑を許します。

○8番(高野俊和君) 141ページの農林水産費なのですが、19節の負担金補助及び交付金なのですが、ここで新しい項目で農業次世代人材投資事業補助金150万ほど計上されておりますけれども、この補助金は今年度150周年記念でオリジナルの酒をつくるということで酒造好適米から栽培するということでありまして、このことに関係はありますか。

○産業課長(宮田誠市君) その件には一切関係ございません。

○8番(高野俊和君) ということは、内容はどのような内容なのでしょうか。

○産業課長(宮田誠市君) 農業次世代人材投資事業補助金150万の内容、これにつきまして平成29年度、去年6月の定例会でも補正をいただいた内容と同じでして、原則45歳未満の新規就農者に対する経営確立資金を年間最大150万を上限として国からの補助金を交付するものでございます。

○8番(高野俊和君) 145ページに漁港管理費で7節の賃金で漁港利用適正化推進指導業務委託料とありますけれども、これプレジャーボートの監視のことなのでしょうか。

○産業課長(宮田誠市君) そのとおりでございます。

○8番(高野俊和君) この監視料というのは、古平町で丸々持っているのでしょうか。

○産業課長(宮田誠市君) 全額道からの委託金でもって支払ってございます。

○9番(工藤澄男君) 145ページ、負担金及び補助金及び交付金の中でウニとヒラメの資源保護負担金というのがあるのですが、これウニとヒラメ以外はやっていないのでしょうか。

○産業課長(宮田誠市君) 育てる漁業ということでもって、大きなものでウニの稚魚放流事業に対する補助金、それからヒラメ稚魚放流事業に対する補助金、そのほかに、一番下のほうにありますが、海中林造成事業ということでもって昆布に対しても同じような事業を行ってございます。

○9番(工藤澄男君) 数年前にナマコも養殖したと思うのですが、そのナマコというのはそれっきりで終わるのでしょうか。

○産業課長(宮田誠市君) おっしゃるとおり、ナマコ種苗放流事業につきましては過去にやっておりました。平成26年度からこの間29年度まで町の補助金2分の1、それから漁協が10万ほど出してやっておりましたが、この間いろいろ追跡調査などをしていまして、結果的には天然のナマコと、それから放流したナマコの区別がなかなかつけづらいというような調査結果が出ていました。そういうことでもって今後平成31年度に向けてどのようにしてやるかということを今現在また検討する段階に入りまして、30年度の予算からは落としてございます。

○9番(工藤澄男君) サケの部分なのですが、サケは一切放流はしていないのでしょうか。

○産業課長(宮田誠市君) 済みません。サケの部分については、直接予算が関係なかったもので、資料は持ってきていません。

○2番(堀 清君) 145ページの19節なのですが、漁業無線局の補助金なのですが、これは余市の基地局に対しての助成金ということですか。

○産業課長(宮田誠市君) はい、そのとおりでございます。

○2番(堀 清君) 近年、今携帯電話等々が結構普及していて、要するに漁業者間でも結構そこら辺のものというのがあると思うのですけれども、このものを例えば取りやめるとかといったことはできるのですか。

○産業課長(宮田誠市君) これは、あくまでもこの無線を利用している漁業者の数に応じて古平町、余市町、積丹町、それぞれが補助しているもので、個人個人、漁師の方がその無線を取りやめるということはその本人の考えでやめるもので、例えば古平町に、30年度の予算につきましては、29年度32隻あったのですが、今回は1隻ほど減って31隻に係る負担金の内容となっております。

○2番(堀 清君) まず、そういった中で現実問題全部取りやめるということはそれはできないというような形の中で今認識していたのですけれども、そういう中で結構な金額取られているのですけれども、管理的なものでこれだけの金額になっているのか、それとも要するに基地局としてのそこら辺の継続するための基本金みたいな形の中で徴収されているのか。その使い道というのは、どのような形になっていますか。

○副町長(佐藤昌紀君) 堀委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどの説明のやりとりでこの無線というものがやめれるのかやめれないのかというお話については、携帯電話だと1対1の会話でしかございません。無線というのは、災害、いろんな情報なんかの一斉通報の関係もでございます。気象情報の通報なんかもでございます。そういった意味でこの無線というものは完全になくするというのは現在の技術上は無理かなと思っています。今後携帯電話の形態というものが変わって行って、今の無線と同じ機能を持てるだけの技術が開発されるのであれば、その時点で検討されるものと思っております。あと、ここに使われている経費、機械の維持、それから無線局、箱ですね、部屋の維持、あと人件費等々にかかわる経費、それを加盟する地区の漁船数に応じて応分負担をしているという形になっております。

○1番(木村輔宏君) 同じところなのです。145ページのウニの放流等でいけば経済効果が幾らですよとすぐ出てくると思うのです。これどうですか。今ヒラメの稚魚の放流によって経済効果的にはどのくらいの効果があるのでしょうか。

○産業課長(宮田誠市君) 経済効果についてわかったことはございません。

○1番(木村輔宏君) わかりませんというより、例えば今でいくと95万くらいの稚魚を放流していますよと。そうすると、ヒラメはどのくらいとれているのですか、例えば。

○産業課長(宮田誠市君) ヒラメの漁獲数についても資料は持ってきてございません。

○1番(木村輔宏君) とすれば、別にこれ放流しなくても、わからないのであれば放流する必要のないような気がする。これは、やっぱり調べる必要があると思います。

それと、もう一つ、その話の関連なのですが、その効果、例えば古平町に来て釣りをする、ヒラメを目的に来て、ヒラメを釣っているという効果、それがいいのか悪いのかは別です。とすれば、それを観光につなげる、観光としてそういうものを釣って、古平の港はいいですよというような効果的なものはどうなのでしょう。

○産業課長(宮田誠市君) 観光から見た効果についても調べてございません。

○副町長(佐藤昌紀君) ヒラメの放流事業というのは、日本海、この地域含めて連携してやって

ございます。この海域において年に何万粒放流して、それに対する漁獲量というのがどういうふうになっていてというものについては分析はされておりますが、ちょっと今この場に担当課長のほうも資料持ち合わせていないようですので、後ほど資料等お教えしたいと思います。

あと、漁港を利用して観光ということになるのですが、漁港はあくまでも漁業活動のために建設されているところ。そこを大々的に観光というものを打ち出してやっていくことに対する社会的な影響の大きさ、一部そういった形でやられている場所もあります。ただ、それは単発的なものであって、これを大々的に町の観光施策としてやっていくということの他に対する問題というか、波及というか、そういったことも考えていかなければならないので、今この場でやっていきますとかやらないとかなんかということと言えるような課題でないで、その辺の答弁についてはご勘弁願いたいと思います。

○1番（木村輔宏君） わかりました。答弁は要らないですけども、そういう方向の中で考えていっていただきたいなど要求いたしまして終わります。

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ですが、ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6款農林水産業費、138ページから145ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 町長、酒米の件なのでですけども、ことしは150周年で、総務のほうで見ているのですけれども、これ次年度継続というふうになると農業振興費に入ってくると思います。それで、若干お聞きしたいのは、堀委員から聞いている範囲なのですけれども、現在作付している水田でやってもらうと、1ヘクタールと。それで、3件でやるのですけれども、割に一般的につくられているウルチ米からすると実入りが悪いあれなのですけれども、うまくいけば今作付しているところでそれをふやしていこうとしているのか、それとも休耕になっている水田を活用していく方向なのか、どのようにお考えなのでしょう。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） それでは、伺いますけれども、今作付している水田の面積は約16ヘクタール弱あります。それで、町長が方針で述べていた補助金がなくなるというのは、現在ウルチ米、モチ米、飼料米と3種類つくられていますけれども、補助金についてはこのうちどれに補助金が出たのでしょうか。

○産業課長（宮田誠市君） ウルチ米にも、それから飼料米にも補助金は出ていましたが、30年度からこのウルチ米に係る補助金、交付金が廃止になってございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、今やろうとしている酒米というのはこのウルチ米をつくっていた水田で構想としては立てているのですか。

○産業課長（宮田誠市君） はい、そのとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） これも堀委員から伺って、かつては水田が100ヘクタールを超える面積を耕していたと。これが放棄されている状況なのですけれども、復活させるという意欲のある農家というのは現在のところあるのですか。

○産業課長（宮田誠市君） 29年度の水稲作付面積は、先ほど真貝委員おっしゃったとおり、16ヘクタール弱でございます。正規にしますと15.595ヘクタールつくりました。そのほかに今後復活できそうな田んぼ、2年ほど前に田んぼをやめたところでもって1件が0.69ヘクタール、それから五、六年前にやめたところが1件ありまして、そこも5.6ヘクタールだから、現在は、復活できそうな田んぼと言いましたよね。その部分については1.2ヘクタールほどございます。そういうことで、29年度水稲で耕しました15.6ヘクタールに復活できそうな、できるであろう田んぼ1.25ヘクタールでもって、全部でいきますと16.85ヘクタールが水稲可能でございます。作付可能でございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、こういうふうを考えればいいのですね。不耕田の水田については復活させようとするれば、見た限りですけれども、雑木がかなり生い茂ったりしていて、かなりの投資をしなければできない様子がうかがえます。今のところ補助金等がなければ不可能というふうには押さえていてよろしいですか。

○産業課長（宮田誠市君） はい、そのとおりでよろしいです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款商工費、146ページから149ページまで質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に8款土木費、150ページから157ページまで質疑を許します。

○2番（堀 清君） ページ数が153ページ、需用費の中のタイヤショベルの修繕費なのですけれども、このことに対してはいつでも俺毎回のようになっているのですけれども、通年からおっていくと若干金額が下がったのかなという気はしますけれども、まだまだ結構な金額なのですけれども、今年度におきます特殊的な形の中の修繕費というのはありますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 平成30年度につきましては、特殊な事情で大きくかかってくるものは今のところ予定しておりません。

○2番（堀 清君） まず、町の官貸車というのは3台あるのですけれども、その中でまずこの五、六年で大体新しい形に更新されていますけれども、要するに機械というのは結構時間たつにつれ管理費というのはでっかくなると思うのですけれども、そういう中でこの修繕費というのはある

程度一定の形の中でいつでも計上され、最終的には決裁になっているのですけれども、その辺の、答弁できる範囲で結構ですので。

(「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時27分

○委員長(岩間修身君) 会議を再開いたします。

○建設水道課長(高野龍治君) 修繕費の関係ですけれども、今大きな除雪車が3台、それと小型のショベル1台、それとロータリーの装置が2台ございます。小型ショベルにつきましては、車検というものがございませぬけれども、一年一年点検しなければならないというものがございませぬ。そういったことから、小型ショベルも毎年点検して、毎年10万から20万弱かかってきております。年によっては10万ぐらいで済むときもありますが、経年劣化の関係もあって、修理しなければならないところも発生するという状況です。なので、小型ショベルはそういった状況です。大型の除雪車3台ございますけれども、これに関しましては1年置きに車検をとらなければなりません。そういったことから、経常的にかかってくるということでございませぬ。その車検とった次の年度につきましては、それも自主点検ということで、これも法定上のことで、点検費用が毎年発生するものでございませぬ。ロータリー装置につきましては、そういった法的な点検はございませぬけれども、毎年ちょっと整備していかなかったら、ワンシーズン使うことでさまざまところ故障したり壊れたり、そういったことがございませぬ。そういったことから、この費用に関しましてはその年によっては修理費かからないときもございますけれども、通常経常的にかかってくる経費というふうにご捉えております。

○2番(堀 清君) 結果的にこの金額がでっかいというのは、要するに排雪のときのロータリー車の修繕ということなのですけれども、確かに特殊な形ですし、要するに現場入り込んで、結構なものを食ったりしてといった形の中ですので、ある程度のところまではわかるのですけれども、結果的には要するにそこら辺を節約していかないと金額は下がらないというような形の中で思うのですけれども、その点に対してはどうですか。

○建設水道課長(高野龍治君) 今年度、29年度に関しましては28年度と比べてちょっと雪の多いことから、排雪量も多いと、そういったことで、ロータリー装置に関しては昨年より修繕費がかかってくるという状況がもう既にわかっております。あと、方法としては、最初の経常的にかかってくる整備費用をこの29年度から見積り合わせて業者競争させて、今ロータリー装置2台ですか、2社に分かれて整備しておりますので、そういった競争からちょっと経費は削減されているのかなというふうにご感じております。

○2番(堀 清君) 官貸車に対してはわかりました。

あとそれから、先ほどの住宅の要するに除雪なのですけれども、まず結構やっぱり雪によって建

物が壊れたとかというケース、現実としては結構な件数あると思うのですけれども、そういう中で要するに住宅に入っている方に対しては町側ではどのような管理体制ということではしゃべっているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 入居者の雪の関係でございますが、入居者がいらっしゃるところは契約時のときとか、あと毎年1回収入調査というものをやっていくのですが、10月ぐらいですか、やっているのですが、そういったときに雪の管理は本人の責任のもと屋根の雪おろしとか裏の雪とか始末してくださいということで、それは周知しております。

○2番（堀 清君） 当然やっぱり最低限度それくらいのことにはやっているというような想定はできるのですけれども、対現場というような形の中を考えますと結構な人方が要するに屋根の雪おろしもしない、周りもしないというケースがたくさん見受けられますけれども、そこら辺の状態はわかっていますか。

○建設水道課長（高野龍治君） ある程度は把握しておりますが、基本的に本人の責任のもとというのは屋根の雪おろしとか、そういった裏の雪とらなくて、とらなかつた影響で軒が折れたとか窓ガラスを割ったとかというのは本人の責任のもとで復旧してくださいという形になっておりますので、ある程度は把握しておりますけれども、実際に折れているところもちょっと今年度でいえばあったのですが、そこに関しましては今後壊していくというような住宅でもあったということもあって、その辺の復旧は役場として投資しておりませんので、入居者にはそういった屋根の雪の関係とかやってくださいねと、隣の方からも役場のほうに苦情来たりしますので、そういったことで電話かけたり伺ったりして折衝しております。

○2番（堀 清君） まず、体制的な行動としてはある程度わかりました。

そういう中で現場の改善というのはそんなに俺っていないのかなという気はするのですけれども、どうしてもできない方もそういう中にはあると思うのですけれども、そういう方はともかくとして、やっぱりできるのに要するにしないという方がいっぱいいる。だから、そういう面を町側とすればやっぱり力強い対応していかないとこのものというのは改善にならないと思います。結果的には最後例えば壊れたにしても、まず受益者が多分なる金銭したら弁済できたのかということ、そういうケースも、多少のものであればしているのだらうけれども、例えば金額でつくなつた状態では俺やっていないと思う。当然そこまでは町側でもやっていないと思うのですけれども、結果的にはやっぱりそこまでやらないとということも結構ありますので、まずそこら辺は改善できるものは改善してもらわないと。それは町のやっぱり建物だから、そこら辺聞きつけるような管理してもらいたいと思います。

答弁要らないです。

○8番（高野俊和君） 156ページの住宅推進費でありますけれども、説明資料の57ページに詳しい資料あるのですけれども、この中で住宅リフォームの支援補助費、住宅取得の支援補助金でありますけれども、確認なのですけれども、これ工事費の30%、上限が30万ということで、下水道接続維持に関しては特例として工事の40%、限度額40万となっておりますけれども、これどうなのでしょう。これ工事費30%で、下水道をやると40%にはね上がるということなのか、それとも工事費30%、限

度額30万円、そのほかに下水道やる場合には40%の補助がありますよということなのか、これどちらなのでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） これに関しましては、リフォーム補助、平成30年度からは断熱の改修とか、そういったものに利用されるものなのですが、それと下水道の接続40万円、これのプラスした70万で受けることはできません。あくまでもどっちかです。30万か40万、要は下水道の接続工事で40万もらってしまいますと、ほかの断熱改修とか耐震改修とか太陽光の関係とか、そっちでは交付することはありません。

○8番（高野俊和君） 住宅の取得の場合、リフォームの場合でリフォームをして、たまたま下水道に接続していないという場合あると思うのですけれども、その場合はリフォーム代と、それから下水道代、それは別に出るのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 下水道の接続していない方が下水道の接続と断熱の補助を受けたいといった場合は、まずは下水道の接続費用を計上します。さらに、これで下水道の接続補助がリフォーム補助の30万に満たないといった場合は、下水道の工事とあわせて断熱の工事も一緒にしたいということであれば、そっちの断熱のほうの補助もプラスアルファして受けることは可能ですけれども、基本的には30万と40万の限度額という意味ではございません。

○8番（高野俊和君） でも、この住宅のリフォームのほうは、断熱材以外でもリフォームすれば限度額30万で30%の補助というのは今までもありましたよね。ということは、合算して70万になるということはないということですね。

○建設水道課長（高野龍治君） 合算して70万になるということではございません。リフォーム補助という名称になっておりますが、先日の議員全員協議会の中でも説明しましたが、今年度からは断熱の改修、要は断熱材を既存のものから新しいものにするとか、あと窓を複層ガラスにして、断熱効果の高いものにするとか、あと耐震改修とか太陽光パネルの設置とか、そういったものに今回から限定される形になりますので、あくまでもそういったものと下水道の接続を両方受けるということではできない制度となっております。

○9番（工藤澄男君） 151ページ、予算説明書の53ページのほうがいいと思うのですけれども、道路ストック修繕事業ということで載っておりますけれども、これ西大通、7条通り、仲通線と書いてあるのですけれども、この仲通線というのはどこなのでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） この資料上の西大通、7条通り、仲通というのは、町道名としましては国道のいちい鯨さんからぐるっと西大通おりていって、古平大橋渡って、沢江の国道の交差点までを町道名としては西大通、7条通り、仲通といいまして、場所としては仲通というのは沢江の部分になります。7条通りというのは

古平大橋から大伸さんの作業所のあたりです。西大通というのがいちいさんから国道ずっと下がってきた縦1本のところ。町道名としては、こういった名称になっています。

○9番（工藤澄男君） そうすると、簡単に言うと西大通から東大通りまでやるということによろしいのでしょうか。この図面。

それから、いつも私思うのですけれども、必ずこういう工事名出たときふだん使わない道路名が

いっぱい出てくるのです、何々通り、何々通りと。恐らくここにいる人方でもこんと言われてもこれこの通りというのが結構多いと思うので、もう少しわかりやすくできないものでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、場所に関しましては、今年度、29年度に実施した終点、先ほどの大伸さんのあたりで終わっていますので、そこから先ほど委員おっしゃった東大通り、道道ですね、道道までを予定しております、場所としては。

名称がわかりづらいとおっしゃられる件ですけれども、要はこういった場所を示すにはやはり町道名で示さなければ、あと個人の住宅の名前をこういった正式な公表する資料に何々宅、地先とかというのちょっと好ましくないと思いますので、今現在としては町道名でお示しするしかないのかなと思っております。

○9番（工藤澄男君） それから、必ずこの道路本線を舗装した場合にいつも気になるのが歩道部分なのですが、歩道のあちこち傷んでいるのは維持費、維持作業のほうでやるということでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） そのとおりでございます。この道路ストック事業では、補助事業の関係上歩道の部分までは施工できないといった状況でございます。

○9番（工藤澄男君） さらにその下です。これずっと続いている工事なのですが、中央栄町の縦断側溝の整備の仕事なのですが、かなり進んできたと思うのですが、いつごろまでに完成するのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 予算説明の151ページ、中央栄町線縦断側溝改修工事請負費40万のことだと思うのですが、これに関しましては平成30年度の予算としましても40万といったことで、今後この額で予算計上となりますとあと七、八年はかかるのかなといった状況です。

○9番（工藤澄男君） それから、次のページ、153ページ、15節の土木請負費の中に町道高校通線の改良工事というのがありますけれども、これは前の年に一部といいますか、半分ぐらいのり面を直すというか、吹きつけしまして、あとの残り部分を残した部分だと思うのですが、これはこの残した部分に関しては浮き石なんかはかなり目立っておりますので、ことしやる分に関してのどういう工法で吹きつけするのかを教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 説明資料の54ページに場所を示しております。昨年、29年度に関しましては、単純な種子吹きつけの設計で予算組んでおりました。この説明資料の路線の上側のほう、ほほえみくらすのほうに向かってのり面に関してはハッチングしていないということで、その部分は29年度に終わっているのですが、その部分に関して発注したところ、委員おっしゃったように浮き石とか岩塊とか、そういったものが多数発見されて、単純な種子吹きつけで施工すると流れてしまいますよと、もちませんよと、芝も芽出ないと、そういった調査結果が出まして、そういったことから、29年度、今年度の施工に関しましてはそういった単純な種子吹きつけではしない、そういった形をとらないで、植生基材といいます、厚さ5センチ、土砂も含んで、肥料とかも含んだ形、それとラス張り、そういったもので、そういったものが流れないというもので施工しております。ということで、30年度に関しましてはそういった形の施工方法をとった形の予算計上となっております。

○9番（工藤澄男君）　今ラス張りという話が出ましたけれども、実際にラスをとめる場合、何メートルぐらい打ち込んでラスをとめるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君）　今そういった図面持ってきておりませんので、間違ったこと言ってしまうと大変なので、コメントちょっと差し控えたいと思います。

○3番（真貝政昭君）　そしたら、順不同になりますけれども、155ページの都市計画マスタープラン策定業務委託料なのですけれども、平成29年度で火葬場の基本設計できた際に、ことしの町政執行方針で都市計画を変更することなく実施すべく現状の位置でというのがありました。ことし新年度でこの予算がのっけられているとすれば、延期してでもやれたのではないかというふうに思っているのです。それで、この平成30年度にやる都市計画の変更というのですか、更新というのでしょうか、これの目的について説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君）　都市計画マスタープランの策定業務委託料の件でございますが、これに関しましては総務費のほうで計上されております立地適正化計画というものがございます。そういった中で、立地適正化計画の中で土地利用形態が変わるとか、あと都市施設の統廃合とかあった場合に、このマスタープランというものは都市計画の基本方針を明記しなければだめなものでございますので、そういったことから、統廃合とか、そういったことが出てきたら基本方針が変わるといこともございまして、このマスタープランの策定業務委託料を計上した次第でございます。

○3番（真貝政昭君）　それでは、施政方針にあったように公共施設を解体、新築する場合でもそのような変更が必要だったということなのですね。それで、今の説明を聞きますと、庁舎、会館等を建てるに当たって、旧庁舎の解体と本体、あるいは旧法務局の建物あるので、全体という意味合いではありませんけれども、そういう解体も含めて出てくるので、都市計画のそういう変更というのが起こり得るといことですね。

それと、この計画区域内には国の土地、国有地もあったと思うのですけれども、そういう点も含めてこの際整理してしまうということでしょうか。もう既に国有地の分については整理してしまっていた可能性もあるので、そこら辺のことについても伺います。

○建設水道課長（高野龍治君）　都市計画マスタープランの関係ですけれども、まず公共施設全てが該当になるということではございません。あくまでも都市計画上の施設、例えば公園、都市公園です。うちでいえば公園が該当します。あと、下水道とか、あと火葬場とか、そういった都市施設の基本方針ということなので、委員おっしゃっている役場の関係とか、その辺につきましては都市施設に該当しませんので、その部分はこれには該当しないと。位置づけ的には土地利用の関係では出てくるかもしれませんが、そういった状況でございます。

あと、国有地の関係は、私のほうで押さえておりませんので、答弁はちょっとできない状況にあります。

○委員長（岩間修身君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前11時56分

再開　午前11時56分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開します。

○総務課長（松尾貴光君） 文化会館と庁舎の敷地の間に国有地がございます。こちらのほうで作図ですとか地積測量図だとかつくらなければいけませんので、今回の測量の中でそういう必要な図面をつくって、購入するような形になるかと思います。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） まだある。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ですが、ここで、お昼の時間ですので、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時56分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま8款土木費、150ページから157ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 公営住宅の維持管理で予算のつかってはいすけれども、この中に町営住宅内の除雪費も入っているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 除雪費に関しましては、155ページの委託料、公住施設内環境整備委託料140万の中に入っております。

○3番（真貝政昭君） 清丘団地についてはことしの予算で解体予算含まれていて、ちょっと見苦しい状況が改善される見通しがあるのですけれども、新地方面は別にして、栄団地のほうを見ますと、入居者の状況によって除雪がほとんど不可能な状況のところの間々見受けられると。重機を入れるには狭過ぎるといところが何か所か見られるのです。高齢化に伴って、あと母子世帯なんかが入居していると屋根の雪から玄関前からきちんと片づけるにはちょっと不可能な建物ですので、重機を入れるためには清丘団地みたいに入居していない古い住宅を中心にある程度間引きをして、冬の除雪をきちんとすると、そういう方向しか今のところないのかなと思うのですけれども、栄団地のほうについてはそういう解体計画というのはあるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 栄団地の解体予定につきましては2棟ございます。ただ、今の段階では入居者が入居されている状況なので、すぐには壊せないといった状況となっております。

○3番（真貝政昭君） あの団地には5年ほど過去に住んだ経験があるので。特に屋根からの雪の始末にはとても困難な問題を抱えていますので、清丘団地同様速やかに重機が入って、建設水道課が処理できるような、そういう環境をつくってほしいなと思います。

それから、もう一つ、かつて土木建設の入札に際しましては指名する業者のランク分けをして、規模によってAランク、Bランク、Cランクと分けて、色分けして指名していたのですけれども、今はどういうルールで入札指名をしているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 昔とすみ分けの方法は大きくは変わっておりませんが、土木工事でいいますと5,000万以上がAランクの業者ですと。2,000万以上5,000万未満はBランクですと。それと、2,000万未満はCランクの業者ですとということですすみ分けして入札を行っております。

○3番（真貝政昭君） 金額については大した変わっていないという説明でしたけれども、定例ごとに入札結果が示されておりますけれども、それを見るとこのすみ分けどおりにはいっていないような節があるのですけれども、厳密にやっているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 入札の執行に関しましては、入札前に業者の選定ということで選考委員会を、副町長を委員長としまして、担当課長、それと私と総務課長を入れて業者選定を行っております。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○1番（木村輔宏君） 151ページのこの道路工事の件なのですが、何年前から私お話をしているのですけれども、水道を古平町に引っ張ってきて約60年近く、供用開始をしてまだ55年くらいかな。それから、下水道が始まって20年足らずです。ところが、これ三、四年前からお話ししているけれども、道路が非常に傷んでいるのです。決して来年からやりなさいという話ではないけれども、計画的にどんな形でそれを補修というか、直していくといったらいいのか、私の近所のところでも冬、今ころの時期になるとすごくへこんでしまうのだけれども、雪がなくなるとまたもとに復元するではないけれども、そういう道路がすごく多いのです、歩いてみると。そういう計画的に例えば10年計画でそういうところを見て、直すのかどうなのか。

○建設水道課長（高野龍治君） 151ページの道路ストック修繕の舗装修繕の工事請負費で幹線道路的なところは計画的に今実施している最中でございます。ただ、生活道路といえますか、細い道路ですね、細い道路に関しましては今修繕費の中で対応しているという状況でございます、計画といえますか、町内全部といえますか、ほとんどが下水道整備した後の関係もあって、凹凸が結構ございます。そういったことから、予算の範囲内といえますか、修繕費の中で実施せざるを得ないのかなと今思っております。昨年に、29年度に関しましては道道沿いの水たまっているところとかちょっと費用がかかった分が何か所かあった関係上、いろんなところ整備できなかったというのもあるのですけれども、予算の範囲内でその都度対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。

○1番（木村輔宏君） ただ、課長、さっきのお話でいくと今のところが七、八年かかるようなお話ししてましたよね、舗装関係で。ほかのところでは手つけられなくなってしまって、下手すると30年計画、50年はちょっと大げさかもしれないけれども、ということになります。全体的に見て、

予算はもちろん必要な部分で、予算でもって動く部分もあるでしょうけれども、どうしてもやっばりやらなくてはいけない大きな部分は結構あると思いますので、ちょっとそれもう一回見直ししてみても、こことここのこの場所はこうですよというぐらいの計画をつくってみるということにはなりません。

○建設水道課長（高野龍治君） 凹凸の激しいところといいますか、足をひっかけてしまうとか、そういった歩行に影響するような陥没とか、そういったものは当然道路管理者として整備していかなければなりませんので、そういうところ、大きなところですね、大きなところピックアップしてやれる範囲でやっていきたいと思っております。

○1番（木村輔宏君） それと、これページ数には出てこないのです。ごめんなさい。ただ、151ページ、関連すると思いますけれども、温泉のところから本陣の道路的なものとか、もっと一番わかりやすく言うと沢江のところから福祉会に上がるまでのガードロープというの、ガードレールというのですか、あのロープをもとに戻さない、夏になったら引っ張っている、そういうことが5年も6年も昔のまんまでたるんだまんまなのです。私何度かちょっと課長ではなく違う方とお話しして、やりますよと言ったけれども、やりますよと言ったきり五、六年たっているのです。ああいうものはもし自動車事故でも起きたときにやっぱり道路管理者の責任になるような気がするのです、その辺を直すというか、引っ張るというかわからないのですけれども、そういうものに対して対応するという事は考えていらっしゃるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 対応しなければならぬものなので、ちょっと過去のごことはわかりませんが、点検して、対応できるものから対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款消防費、158ページから161ページとその説明資料であります202ページから211ページまでの質疑をあわせて許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 203ページで、消防の体制が12名ということなのですけれども、この体制、数字についてはどのような状況なのですか。

（「ちょっと答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） はい。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時09分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○企画課長（細川正善君） 203ページで12名、それと209ページのほうで救急業務に携わる方が3名おりますので、計15名ですので、現在は15名でやっているということでありました。

○3番（真貝政昭君） 必要な定員を満たしているぎりぎりなのか、余裕があるのかという点ではどうですか。

○企画課長（細川正善君） 条例上の定数は16名であります。現在15名であります。それで、足りないか、もしくは余っているかということに関しましては、何ともお答えしづらい部分であります。現場を預かっている者とすれば、当然やり方によっては足りないという意見もありますし、やり方で足りるということにもなろうかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 救急業務は一応3というふうになっていますけれども、15名の中で輪番とかでやっているのしょうから、やっぱり定数が16と決められているのであれば、16名を完成させるようにすべきだと思います。ほかの町村と比べて救急の出動回数だとか、日常の業務ですと救急の業務が大体統計として出ていますので、仁木だとか、それから積丹、赤井川は規模が違いますので、あれですけれども、その点から見るとどうなのでしょう。

○企画課長（細川正善君） ほかの町の救急出動の状況は今資料持ち合わせていないので、わからないのですが、29年度の古平町の救急出動の件数からいきますと、出動した件数は29年度2月末まで、3月はちょっと含めていませんが、128件ありました。これを単純に割ると大体3日に1回ぐらいの出動になろうかと思えます。28年度でいきますと、28年の出動件数は年間201件でありました。そういうことを考えますと、人数が足りているか、足りていないかという質問に大変お答えしづらい状況なので、客観的な数字しか私のほうからは答えられません。

○3番（真貝政昭君） 多分人口が減っていく傾向はありますけれども、出動件数はそれなりにふえていくと予想されるのです。だから、定数がそのように決まっているのであれば、職員の健康維持のためにもやはり定数を満たすという方向で考えてほしいなと思います。労働者の条件満たすために、そういう立場から言っていますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に10款教育費、162ページから187ページまで質疑を許します。ございませんか。

○8番（高野俊和君） 164ページの外国語指導助手なのですけれども、昨年8月にロバートさんから今回ホーキンス・デバンさんにかわったと思うのですけれども、先日10日の日にキックゴルフにも彼参加してまして、こう言っはなんですけれども、見た感じよりは大変話し方が優しくて、いい感じだなというふうに思いましたけれども、私大変よい制度を取り入れていると思っていますけれども、このデバンさんは契約は何年でしょう。

○教育次長（白岩 豊君） 一応1年ごとに更新することにはなっておりますが、最長3年間で、本人の希望次第ではさらに5年まで延長できることとなっております。

○8番（高野俊和君） この制度、後志管内でうちと同じような方法で取り入れている町村というのは後志管内に何町村かありますか。

○教育次長（白岩 豊君） 正確な資料ちょっと持っていないのですが、余市にもおりますし、管内幾つかの町村にはほとんどALTを設置しているということでございます。

○8番（高野俊和君） 前に、昨年聞いたときに積丹にも1人助手来ていたのですけれども、この

方はうちの指導助手と違って、こういうきちんとした契約は結んでいないから、そういう面では不安定な状態なのだというのでありますけれども、うちのこのホーキンスさんに関してはそういうことはなくて、きちんと契約は確保されているということでいいのでしょうか。

○教育次長（白岩 豊君） きちんと契約しております。

○8番（高野俊和君） それと次に、169ページなのですけれども、ここに19節の負担金補助及び交付金の中で学校給食費、学用品費、第3子以降助成金ありますけれども、こちらのほうは所得の制限には関係なく、第3子以降であればこの給食費と学用品は与えられるという認識でいいのでしょうか。

○教育次長（白岩 豊君） 所得制限は設けておりませんので、第3子以降に対象になれば助成の対象となっております。

○8番（高野俊和君） これ申請をしなくても町のほうで把握をして、精算するということなのでしょう。それと、この給食費というのは、給食費丸々古平町が第3子以降に関しては受け持つということでしょうか。

○教育次長（白岩 豊君） 多子世帯の支援施策ということでございますので、給食費についても全額助成となっております。

○8番（高野俊和君） わかりました。

下にある扶助費においては、学校給食費ありますけれども、これは低所得者の家庭であれば小中学校までは1人子供でも該当になるということでしたか。

○教育次長（白岩 豊君） 20節の扶助費の学校給食費につきましては、こちらは就学援助の中の対象の一つとして給食費、低所得者に対する助成となっておりますので、その第3子の助成とはまた内容が違っております。

○3番（真貝政昭君） 就学援助制度の入学の際の前払いの事務作業の状況なのですけれども、新年度このように予算出ていますけれども、正月早々事務作業に入るということでしたけれども、どの程度の進捗状況で進んだのか、それを伺います。

○教育次長（白岩 豊君） 就学援助の入学前新入学児童学用品費の関係のご質問でございますけれども、年明け、冬休みが明けまして、すぐ対象の新年度に小学校に入学予定の13世帯と、それから現在の小学校6年生、来年度中学校1年生になる世帯に対しまして、前者につきましては直接郵送で、それから後者につきましては小学校6年生ですので、小学校を通じて保護者のほうにこの入学前新入学児童学用品費の申請手続についてのお知らせを配布いたしました。それで、申請を受けましたのが小学校の新入学予定の世帯につきましては2件、それから中学校に上がる世帯につきましては4件の認定を2月中に行いまして、2月28日の支給に間に合うように認定事務を、認定いたしまして、既に2月中に支給を完了しております。

○3番（真貝政昭君） それから、小学校に泊原発の原子力災害が発生したときに空調設備をもって避難所としての機能を持たせました。工事は既に終わったのですけれども、基本的に原子力災害が起きますと古平町の住民は一旦屋内退避でいくと思われまいます。それで、小樽等に避難する予定でございますけれども、おくれた場合のことで小学校そういうふうになっているのですけれども、工事は終

わかりましたけれども、実際どのようなものなのかという実験が、実体験がどのようなものなのかと、目的どおりそのようになるものかという実験がまだされていないと思うのです。その計画はどのようにお考えなのかということと、実際にこういうふう設備しますと一旦そのようなとき誰がその設備のスイッチを作動させるのか、どのような機構体制でその施設を活用することになるのか、活用したその後の体制というのが役場のほうで検討されていくのだらうと思いますけれども、それはいつごろでき上がっていくものなのか伺います。

○企画課長（細川正善君） 小学校のフィルター棟の話だと思うのですが、まずいつ訓練するのかという、作動するのかというお話であります、ことしの2月に道の原子力防災訓練に合わせて町の私たち防災担当と教育委員会の担当職員が実際にあのフィルター棟を動かして、小学校内部を陽圧化いたしました。それは職員だけの訓練であります、そこに対して町民を巻き込んで訓練することに関しましては次年度以降の検討材料と考えております。

それと、誰がフィルター棟を動かすのかというご質問であります、町の防災計画上は教育対策部、教育委員会の職員がまずは作動すると、動かすというふうに規定しております。そのためにことし訓練を実施したところであります。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分
再開 午後 1時25分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款職員給与費、15款予備費、188ページから197ページまで一括質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 193ページのふるさと応援基金積立金です。それで、基金に積み立てれる額がことし1億200万と予算化されました。返礼品の割合の関係で、以前ですと大体寄附額の3割くらいが積み立てれるという内容でしたけれども、返礼品の割合が基金についてはマイナスの条件ができ上がったのですけれども、概略、大体何割くらいに下がるのかという目安、それを説明してください。

○企画課長（細川正善君） 返礼品の割合を下げましたので、今は大体5割程度が積み立てれるかなというふうに考えております。

（何事か言う者あり）

○企画課長（細川正善君） 返礼品が3割ぐらい、3割程度で、あとその返礼品を送るための郵送料、それ以外に事務費なんかもかかりますので、寄附に対して大体半分程度執行するための経費がかかります。なので、大体5割程度が積み立てれるかなというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） だから、実入りは前の3割から5割になるという、そういうことですね。

○企画課長（細川正善君） 実入りはそうです。寄附額に対して3割から5割になるということです。

○3番（真貝政昭君） わかりました。ふるさと納税で希望する総体の額は減るけれども、実入りについては今3割から5割にふえるということで、実額は違いますけれども、そのように受けとめました。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは次に、古平町一般会計予算歳入の質疑を行います。予算説明書22ページ、1款町税から41ページ、5款株式等譲渡所得割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に42ページ、6款地方消費税交付金から49ページ、9款地方交付税まで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 先ほど質問したふるさと納税の関係で実入りの話を聞かせてもらいましたが、あの金額というのは、地方交付税を算定するときの町税が引き算の対象として扱われますけれども、あの実入りのふるさと納税の額は全く入りませんよね。

○財政課長（三浦史洋君） ふるさと寄附金は、そういう交付税には影響しません。

○3番（真貝政昭君） そしたら、去年財政シミュレーション立てておられましたけれども、あれにはふるさと納税の基金の額というのは入っていないですね。

○財政課長（三浦史洋君） 昨年お示ししました財政シミュレーションの歳入、寄附金で備考欄にふるさと寄附金は27年度と同額ぐらいを見てございます。

○3番（真貝政昭君） 27年度ってどれくらいでしたか。

○財政課長（三浦史洋君） 財政シミュレーションの表で見ますと、27年度の寄附金が3億6,200万円で、一般寄附金も入れていますので、それが100万、200万だとしたら、減らしてもらえばと思うので、3億6,000万円ぐらいかなと思われま。

○3番（真貝政昭君） そしたら、実入りとして3割なのだから、1億くらいの実入りということでしょう。今年度予算では1億見えていますけれども、これも怪しい数字でないかというふうに見るとすれば、ふるさと納税のあれは入れないで財政シミュレーションつくるべきではないでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） まず、前段の応援寄附金の実入りというのですか、返戻金、事務費を除いてどのぐらい積み立てれるかは説明資料の79ページでご説明しましたけれども、これきっちり読んでいただければわかります。今お持ちだったら79ページです。上段の1番目の表です。過去6年度、ことしの見込みと来年です。これで寄附金、件数はいいですけれども、金額はどのぐらいという、平成28年度までは実績です。29年度はまだ終わっていませんので、見込み、30年度は予算書に載っている金額を入れています。そして、そのうち下の、金額の下に積立額とありますよね。これは贈呈品とか事務費です。事務費等贈呈品の差し引いた金額がここになります。30年度予算では

積み立てが1億200万円、先ほどご質問ありました。パーセンテージは寄附額の46.4%、半分ちょっと切るだろうということでやっております。そんな感じで見ていただきまして、シミュレーションもその都度、その都度変わりますので、毎年出させていただきますつもりです。

○3番（真貝政昭君） 長期のシミュレーション出すには不安定なこの部分は除いて、そして出すべきでないかというふうに思います。前はこういうのがなかったのですから、いつどのようになるかわからないものでしょう。そういう面で意見を申し上げたいと思います。

それで、もう一つ、42ページの地方消費税交付金の関係で、平成30年度はこのように予算に出してきました。それで、毎年お聞きしますけれども、ことしの一般会計歳出のほうで消費税の影響額、支出としてどれくらいの額になるか、雑駁でいいですけれども、説明してください。

○財政課長（三浦史洋君） まず、前段のご意見、ふるさと寄附金をシミュレーションに入れないほうがいいのではないかというご意見としては伺っておきますけれども、寄附金金額大きいです。億ですので、シミュレーションに入れたほうがいいと思います。

後段の消費税の部分で例年ご質問いただいている部分をお答えいたします。町の一般会計の歳出で消費税がかかっているであろうというものを概算で計算しております。細かくやると1本1本伝票探っていくてのようになるので、明らかに消費税が入るであろうというのの概算を具体的に言いますと、節の区分で例えば需用費とか役務費とか委託料とか、そういう消費税がかかっているであろうという部分を一般会計の歳出額合計27億一千……失礼しました。平成30年度予算19億196万8,000円と。そして、その部分に係る108分の8ですか、8%部分を計算しますと消費税は1億4,088万6,000円という算出しております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に50ページ、10款交通安全対策特別交付金から61ページ、13款国庫支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 61ページの中学校の体育館の改修なのですけれども、防災機能強化は予定されていたあれではなくて、ことし新たに認めてもらったという内容なのですか。

○教育次長（白岩 豊君） こちらの防災機能強化事業費交付金につきましては、平成28年度から3カ年計画で、今年度校舎のほうの外壁の改修を終えまして、それで来年度、30年度には今度体育館側のほうの外壁改修を予定しております、それにかかわる交付金でございます。

○3番（真貝政昭君） 最初から防災機能強化という内容のものでしたか。

○教育次長（白岩 豊君） 説明資料の59ページにもその事業内容載っておりますが、国の補助事業名が防災機能強化事業ということで補助率3分の1となっております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に62ページ、14款道支出金から71ページ、16款寄附金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に72ページ、17款繰入金から81ページ、20款町債まで質疑を許します。

○1番（木村輔宏君） 79ページの公営住宅入居敷金ですけれども、これ支出でも60万くらいあって、今回これまた敷金として入るのが60万3,000円となっているのですが、出入りは別として、これ昔の方が入ったのは1カ月3,000円とか5,000円の世界が今2万とか3万とかとなっていますよね。とすれば、この敷金というのは関係なしに1軒に入るのに敷金は同じような金額なのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 公営住宅入居敷金、これに関しましては入居時に家賃の3カ月分を納めてもらうということで、歳入としては60万3,000円でございますが、今年度でいいますと、まだ途中ですけれども、5件で20万ちょっと歳入がございます。なので、来年度に関しましては60万3,000円というのが、清川団地のC棟が8件ですか、8戸分ですか、新規で契約なるのもある程度加味しまして、こういった金額で歳入予算計上しております。

○1番（木村輔宏君） ということは、今まで町営住宅に入っていた方が引っ越しするというとおかしいけれども、壊しますよ、入りますよということで行くと、ことしは1万円ですよということになりますよね。来年からは頂戴したものについてなりますので、入居するのは変わりますよということになりますでしょう。だから、例えば1万円だったのが今度2万円になりますよというときも入ったときの1万円の敷金の3カ月分ということで行くと3万円の敷金で、ずっとそれ3万でいきますよということでもいいのですか、考え方。

○建設水道課長（高野龍治君） 公営住宅から公営住宅への移動については既に納めてもらっております敷金、もう既にありますので、次に新しく入る敷金を計算したその差額分だけを納めてもらうという形をとっております。今年度に関しましては大部分がC棟、入居、公営住宅から公営住宅という方がたしか二、三件あったかなという程度なので、新規で入られる方はそういった相殺行為はしませんので、まともに入ってくるような形となります。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○委員長（岩間修身君） 再開いたします。

○建設水道課長（高野龍治君） 敷金を一回払ったら2年目からは払うものではございませんので、2年目は発生しません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ここで歳入歳出一括で1人2件まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 地方交付税の普通交付税ですけれども、ことし普通交付税の計算が約16億

で見えています。去年が決算見込みで17億ですか。それで、交付税の財源は国の景気で左右されていますけれども、景気が悪いという結果として見たほうがいいのですか。

○**財政課長（三浦史洋君）** 交付税は、そうではないなと思います。交付税、それぞれの団体の基準財政需要額というものを計算しまして、それで収入額もどのくらいあるかというのでの差し引きの部分が交付税という形で、交付税は全国の都道府県、市町村入れまして、交付団体、総額16兆85億円とかと、そのうちの小さな団体としてのあれなので、国の影響で消費税の増減がありますと当然、消費税の一定割合が23%ですか、消費税の23%が交付税の財源となりまして、それが国の一般会計から交付税特別会計のほうに入ってきます。交付税は地方財政計画で計算しましたその総額、地方交付税の部分も確保しなければならないという部分で、そこでもいろいろな差し引き、出し入れだとかが計画されまして、交付税の総額が決まると。ミクロ的な意味でうちの町も財政需要と収入を計算して出すと、幾らになると。去年だと17億円ぐらいになるというような形なので、消費税の影響は直接はないと思います。

○**3番（真貝政昭君）** 消費税と言ったわけではなくて、景気と言ったので、法人税だとか所得税だとか込みなので、景気に左右されますので、だけれどもそういう景気に余り関係なく計算式がされて、交付税が決定されるのですけれども、町長の施政方針では交付税が減らされる傾向というか、これがもうそういう道筋ができていくということなので、理解しますと、余り景気とかに関係なく、政府のご都合で消費税を減らすという方向が、ルールが敷かれてしまっているというふうに私は受けとめたのですけれども、どうですか。

○**町長（貞村英之君）** 地方交付税の姿勢の中では傾向として段階的に削減されているところです。ことしの見てもまち・ひと・しごとが残留になりましたけれども、地方特別分で1兆円とか、1兆円、民主党政権のとき積んだ分がだんだん減ってきている形になっておりますので、どちらかというと交付税、地方財政計画自体は歳出から埋めていって、そして歳入が、歳出決まったら大体交付税出てくるのですが、その交付税の中で今度交付税特会通して、多分入り口ベースでは多いけれども、交付税特会で50兆以上、60兆ぐらいかな、借りていますので、それ返して、あと折半ルールとかありますから、交付金と地方の折半ルールを敷いてやりますと、多分出口かなり少なくなってくると思うのです。その上で今度配るということになりますので、そしてミクロ的と言いましたのは基準財政収入額の、収入の75%が大体収入額になるのですけれども、その保有分抜きまして、それに対して基準財政需要額を計算しますと、差し引き絶対足りなくなるのです。そうなりますと、今度全体的に式では、ミクロ的にはそれぞれの町で需要額から収入額引きますと、それが交付税になるかといいますと、すぐさま総額がありませんので、それは地方交付税法第10条のただし書き、式書いている法律ありますから、なかなか言葉であらわせないから、式書いているところがありまして、その中で不交付団体を抜きまして、交付団体だけで足りない分は分けましょうという式になっておりますので、それで大体見積もりよりも少なくなってくるという状況でございます。そういうことを考えますと、交付税特会の借金分、それから国と地方の折半ルールを考えますと、当然財源はあっても配られる分は減っていくだろうなということで施政方針の中に書かせていただいたところでございます。

以上でございます。

○1番(木村輔宏君) 最後に、せっかくですから、教育長に聞きたい。もうこれで終わりだと思うのです。175ページ、ずっと前から思っていたことなのですから、パン配送費というものが、これいろんなものを見ても配送費というのは払うことがないのです。このパン配送費って何なのかなと前から思っていたのですけれども、それでもしこれ払うとしたら9万3,000円、どういう算出でもって9万3,000円という金額が出たのか。もしこれが地方だから、そうなのであれば、地元、私も絡みますから、余りちょっと言いません。地元とかでもパンをつくって配送できるのではないかという気がするのですけれども。

○教育長(成田昭彦君) ご存じのように、パン配送については以前は余市の銀鈴荘を利用していました。しかし、あそこがなくなったということで、今小樽、銭函の会社から北後志一括して配送していただいております。その距離によって余市は幾ら、仁木は幾ら、積丹は幾らという方向で、これそのときに、契約するときにそういった配送費は別ですよということで契約しておりますので、その分を案分計算しながら北後志4カ町村、赤井川については仁木から、仁木との契約でまた別に運んでいるという形になりますので、4カ町村でそういった距離等を計算しながらこういった9万幾らという金額算出してございます。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、これで平成30年度古平町一般会計予算の質疑を終わります。

◎延会の議決

○委員長(岩間修身君) ただいま一般会計予算までの審議が終わりました。

質疑の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○委員長(岩間修身君) 本日はこれで延会いたします。

なお、13日の委員会は10時から開催いたします。

延会 午後 1時55分